

# 令和4年度 第1回東峰村地域公共交通活性化協議会

日 時 令和4年7月14日(木) 午後1時30分～

場 所 東峰村役場 小石原庁舎 第2会議室

## ～ 会次第 ～

1. 村長あいさつ
2. 委嘱書交付
3. 委員紹介・事務局紹介 . . . 資料1
4. 要綱について . . . 資料2
5. 役員選出について  
(会長                  副会長                  監事                  )
6. 協議  
○東峰村地域公共交通計画策定について  
    令和3年度 策定検討業務報告書 . . . 資料3  
    令和4年度 業務計画書 . . . 資料4
7. その他

# 資料 1

## 東峰村地域公共交通活性化協議会 名簿

	氏 名	所 属	役 職	区 分	備 考
1	菅 義範	東峰村	副村長	東峰村長又はその指名する者	
2	富永 哲男	九州旅客鉄道株式会社 筑豊篠栗事業鉄道事業部	部 長	鉄道事業者	
3	岡本 卓也	西鉄バス久留米株式会社	常務取締役営業本部長	一般乗合旅客自動車運送 事業者	
4	梶原 伯夫	小石原観光タクシー	筑後地区朝倉支部理事	一般旅客自動車運送事業者	
5	赤尾 太	東峰タクシー	代表社員	一般旅客自動車運送事業者	
6	國友 真	福岡県筑後地区タクシー協会	専 務	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体	
7	箴島 健嗣	西鉄バスグループバス労働組合	委員長	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体	
8	久世 和彦	国土交通省九州運輸局 福岡運輸支局	支局長	関係行政機関	
9	田上 貴章	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	課長補佐	関係行政機関	
10	志鶴 浩一	福岡県朝倉県土整備事務所	企画班 地域整備主幹	関係行政機関	
11	安部 洋平	朝倉警察署	交通課長	関係行政機関	
12	小野 政司	区長会代表	会 長	村民又は利用者の代表	
13	室井 俊幸	区長会代表	副会長	村民又は利用者の代表	
14	井上 宗次	タクシー利用者	住民代表	村民又は利用者の代表	
15	岩田 渉	社会福祉協議会	会 長	村民又は利用者の代表	
16	稲永健太郎	九州産業大学	教 授	学識経験者	

オブザーバー

1	木部 匡之	福岡県	企画・地域振興部 市町村振興局 政策支援課	地域政策第3班	
2	川村 暢	NTT西日本	九州支店	福岡ビジネス営業部	
3	井上 正信	朝倉市役所	防災交通課	交通対策係	
4	杉 英明	うきは市役所	市民協働推進課	コミュニティ支援係	
5	手嶋 徹	添田町役場	まちづくり課	B R T 推進統括官	
6	柴田 英樹	嘉麻市役所	地域活性推進課	参 事	
7	財津 健治	日田市役所	まちづくり推進課	公共交通・交流係	
8	前田 光輝	東峰村役場	農林建設課	道路担当	

事務局

1	岩橋 一成	東峰村ふるさと推進課	課 長	東峰村役場	
2	矢野 正己	東峰村ふるさと推進課	課長補佐	東峰村役場	
3	和田 勲	東峰村ふるさと推進課	係 長	東峰村役場	
4	岩下 玲礼	東峰村ふるさと推進課	係 長	東峰村役場	
5	池田 啓讓	東峰村ふるさと推進課	主 査	東峰村役場	
6	眞竹 龍太			九州経済研究所	
7	米倉 康助			九州経済研究所	
8	樋口 翔太			九州経済研究所	

# 資料 2

## 東峰村地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和4年7月8日  
告示第25号

### (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、地域の実情に応じた旅客輸送の確保等について協議を行うため、東峰村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地に置く。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画に定められた事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通の活性化に必要なこと
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること

### (組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東峰村長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 村民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者
- (9) 公安委員会又は交通管理者
- (10) 学識経験者

(11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 1名

2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計監査を行う。

4 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

5 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第9条 協議会は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 協議会に提案され、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更
- (2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項
- (3) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第 10 条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、ふるさと推進課において処理する。

(経費及び財務)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 協議会の開催に係る経費は、東峰村において負担する。

3 その他協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この告示は、令和4年7月14日から施行する。